

優遇措置を受けるまでのプロセス

ベンチャー企業に投資した個人投資家の方がエンジェル税制の優遇措置を受けるためには、最終的に確定申告を行うまでに、以下のプロセスを経る必要があります。

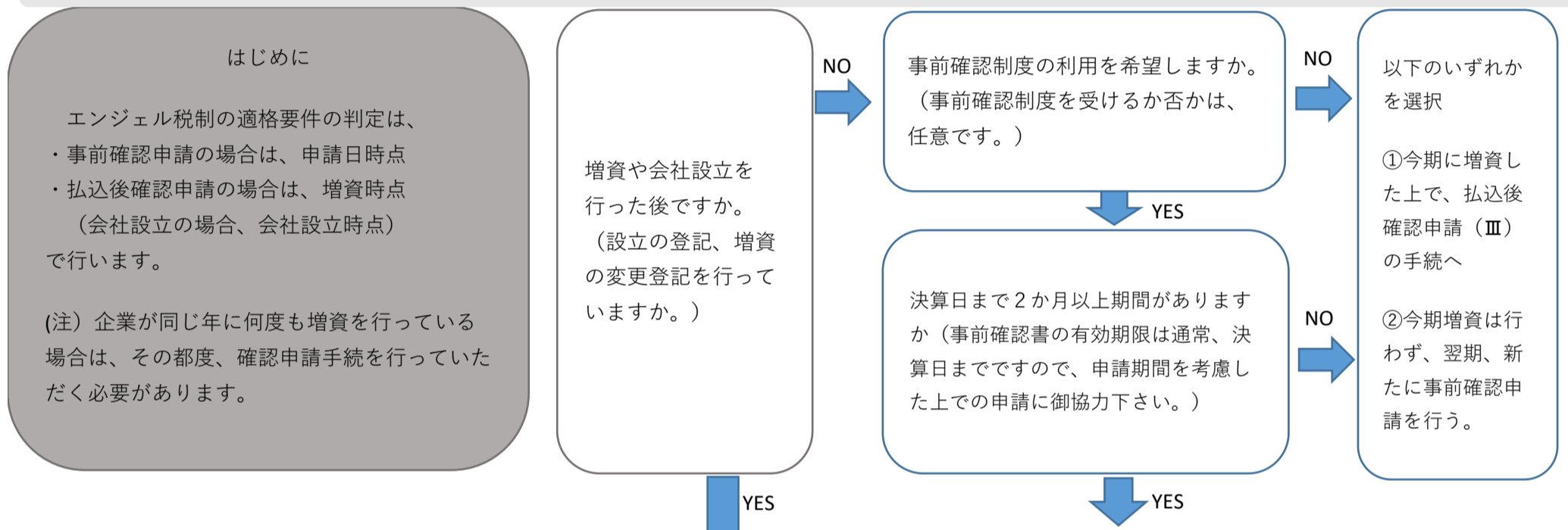
(なお、Ⅰの事前確認書の発行は必須ではありません)。

- Ⅰ 確認を受ける株式会社(企業)が税制適格企業であることについて都に確認を求め、企業として事前確認書の発行を受ける(任意)
- Ⅱ 企業が投資家からの投資を受ける(または企業が設立される)。
- Ⅲ Ⅱの投資がエンジェル税制の要件を満たすことについて都に確認を求め、個人投資家毎の確認書の発行を受ける。
- Ⅳ 都から交付された確認書等を企業から個人投資家に渡す。
- Ⅴ 個人投資家が確定申告において税務署に確認書等を提出する。
(国の認定投資事業有限責任組合や認定クラウドファンディング事業者を経由した場合を除きます)。

多くの申請企業が申請書類の不備などの理由で、窓口にご連絡いただいてから、都が発行する確認書を受けとるまで平均2か月余を要しているのが実態です。申請される場合は、以下の詳細なプロセスを必ず御確認いただき、日程に余裕を持って準備を進めてください。

なお、不備が少なければその分、時間を短縮できます。検討に十分時間をかけ、対象要件や申請書類の点検を行った上で申請してください。要件判定等が複雑ですので、御不明な点がございましたら、増資前の段階で東京都産業労働局商工部創業支援課エンジェル税制担当までお問い合わせください。

0 基準日や事前確認制度を利用するかを決める



Ⅰ 企業が税制適格企業であることについて都に確認を求め、企業として事前確認書の発行を受ける(任意)



要件に合致しているか御確認ください。

(企業要件は「要件判定シート」でも確認できます。)

<要件判定シート>

<https://angel-tax.tokyo/requirement/index.php>

事前確認申請の手続 増資前の確認申請 (STEP1)

(申請日(事前確認申請の場合の「基準日」)時点で要件を判定します。)

企業要件1

<https://angel-tax.tokyo/structure/company.php?id=a01>

合致

企業要件2、3、4

<https://angel-tax.tokyo/structure/index.php>

合致

その他「税優遇が受けられなくなる場合(前半の1~4のみ)」

<https://angel-tax.tokyo/zeiyugu.php>

該当なし

設立経過年数に応じた要件(企業要件5)を確認し、申請パターンを決めてください。(複数の申請パターンに該当する場合は、要件の立証の容易なものをお選びください。)

申請パターンに応じた必要書類を提出してください。

<https://angel-tax.tokyo/document/document03.php>

正式書類をご提出される前に、準備し

申請から
事前確認
書を受領
するまで

た申請書類を電子データ化（PDF
等）し、データを申請窓口にご提出く
ださい。

<申請窓口>

東京都エンジェル税制支援事務局
<https://angel-tax.tokyo/contact.php>

正式書類(事務局経由で都に提出)

<申請窓口>

東京都産業労働局商工部創業支援課エンジェル税制担当
<https://angel-tax.tokyo/contact.php>

企業：事前確認書を受領

企業様のご希望により、企業情報を中小企業庁と都のHPに公表することができます
(手続は個別に御案内いたします。)

II 企業が投資家からの投資を受ける（または企業が設立される）

企業の資
金調達
(増資
等)

企業：増資を行い、変更登記を行った。
(設立の場合は設立登記を行った)。

- ①株主総会等で株式発行を決議する。
- ②個人投資家から株式の申込を受ける。
- ③企業が各投資家に株式を割り当てる。
- ④企業と個人投資家が投資契約を締結する。
- ⑤変更登記を行う。

(注) 総数引受方式では、②と③が省略されます。)

事前確認書に記載
されている有効期
限内に増資行って
いる。(注)

NO

有効期限(注)
後に増資をした
場合は、払込後
確認申請を行っ
てください。

YES

(注) 有効期限は、通常、次の決
算日です。

III IIの投資がエンジェル税制の要件を満たすことについて都に確認を求め、個人投資家毎の確認書の発行を受ける

払込後確認申請の手続

基準日(会社設立日や増資日)時点で各要件を判定します。

企業要件1

<https://angel-tax.tokyo/structure/company.php?id=a01>

合致

個人投資家要件2

<https://angel-tax.tokyo/structure/person.php?id=a06>

合致

企業要件2、3、4

<https://angel-tax.tokyo/structure/index.php>

合致

個人投資家要件1

<https://angel-tax.tokyo/structure/person.php?id=a06>

合致

その他「税優遇が受けられなくなる場合」

<https://angel-tax.tokyo/zeiyugu.php>

該当なし

設立経過年数に応じた要件(企業要件5)を確認し、申請パター
ンを決めてください。

事前確認申請の手続 増資後の確認申請(STEP2)

基準日(会社設立日や増資日)時点で各要件を判定します。

企業要件1

<https://angel-tax.tokyo/structure/company.php?id=a01>

合致

個人投資家要件2

<https://angel-tax.tokyo/structure/person.php?id=a06>

合致

企業要件2、3、4

<https://angel-tax.tokyo/structure/index.php>

合致

個人投資家要件1

<https://angel-tax.tokyo/structure/person.php?id=a06>

合致

その他「税優遇が受けられなくなる場合」

<https://angel-tax.tokyo/zeiyugu.php>

該当なし

必要書類を提出してください。

<https://angel-tax.tokyo/document/document02.php>

要件に合
致してい
るか御確
認くださ
い。

(企業要件・
個人投資家
要件は「要
件判定シー
ト」でも確
認できます。

<https://angel-tax.tokyo/requirement/index.php>

(複数の申請パターンに該当する場合は、要件の立証が容易なものをお選びください。 <https://angel-tax.tokyo/structure/company.php?id=a05>)

申請パターンに応じた必要書類を提出してください。

<https://angel-tax.tokyo/document/document02.php>

正式書類をご提出される前に、準備した申請書類を電子データ化(PDF等)し、データを申請窓口にご提出ください。

直接投資ですか(注)

YES (注) 組合やクラウドファンディング事業者を経由せず、企業に直接投資した場合のことです。

NO

<申請窓口>
東京都エンジェル税制支援事務局
<https://angel-tax.tokyo/contact.php>

正式書類(事務局経由で都に提出)

<申請窓口>
東京都産業労働局商工部創業支援課エンジェル税制担当
<https://angel-tax.tokyo/contact.php>

企業：確認書を受領
IVへ

申請から確認書を受領するまで

増資後の確認申請では、どの申請パターンでも提出する書類は同じです。

正式書類をご提出される前に、準備した申請書類を電子データ化(PDF等)し、データを申請窓口にご提出ください。

<申請窓口>

東京都産業労働局商工部創業支援課エンジェル税制担当
<https://angel-tax.tokyo/contact.php>

企業：確認書を受領

IVへ

IV 都から交付された確認書等を企業が個人投資家に渡す

企業が個人投資家の確定申告用の書類を作成します。

企業が以下の書類を作成

- ・「個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」
- ・「株式異動状況明細書」

<https://angel-tax.tokyo/document/document05.php>

企業：都から受領した確認書とともに、上記の書類を各個人投資家に渡してください。

Vへ

V 個人投資家が確定申告において税務署に確認書等を提出する(令和3年1月1日から令和3年12月31日までの増資・設立案件は令和3年の確定申告の対象です。)

(税優遇の内容 <https://angel-tax.tokyo/zeiyugu.php>

取得時の優遇措置、売却時の優遇措置の内容を確認できます。)

個人投資家：株式取得後、取得した年の12月末まで保有していますか。

NO

売却時の優遇措置のみが受けられます。

YES

取得時の優遇措置(優遇措置A&B又は優遇措置B)が受けられます。

YES

お手元に確認書はありますか。

NO

投資先企業に都に対する確認申請の手続を依頼してください。

YES

個人投資家の確定

企業から、「個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」と「株式異動状況明細書」は交付されましたか。

NO



投資先企業に作成を依頼してください。

YES



確認書に「記」「6 中小企業等経営強化法施行規則第11条(注)第1号又は第2号及び第3号に該当すること」という記載はありますか。(注) 基準日が令和3年8月2日以降は、「10条」

NO



優遇措置Bのみの適用となります。

YES

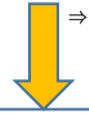


優遇措置A&Bの適用となります。
(優遇措置AとBのどちらかを選択することができます。)



確定申告に必要な書類を確認してください。
<https://angel-tax.tokyo/document/document06.php>

⇒必要書類は国税庁のHPにてダウンロードできる書類もあります。



個人投資家の納税地または居所地にある税務署に確定申告

例年3月15日が申告期限です。

税優遇の適用を受けられるかは、税務署が判断します。
税務署所定の様式の書き方については、確定申告をされる税務署にお問い合わせください。